

## 薬局機能情報の報告にあたっての留意事項

### 1 基本情報

#### (1) 薬局の名称

薬局の名称については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）施行規則（以下「規則」という。）第2条に定める薬局開設の許可証（以下単に「許可証」という。）と同じ表記とし、ふりがな（ひらがな。以下同じ）及びローマ字（ヘボン式）を付記すること。なお、ヘボン式ローマ字は、次のことに留意して記載すること。単語の1文字目は大文字で記載し、2文字目以降は小文字で記載する。

あ	A	い	I	う	U	え	E	お	O
か	KA	き	KI	く	KU	け	KE	こ	KO
さ	SA	し	SHI	す	SU	せ	SE	そ	SO
た	TA	ち	CHI	つ	TSU	て	TE	と	TO
な	NA	に	NI	ぬ	NU	ね	NE	の	NO
は	HA	ひ	HI	ふ	FU	へ	HE	ほ	HO
ま	MA	み	MI	む	MU	め	ME	も	MO
や	YA	い	I	ゆ	YU	え	E	よ	YO
ら	RA	り	RI	る	RU	れ	RE	ろ	RO
わ	WA	あ	I	う	U	ゑ	E	を	O
ん	N(M)								
が	GA	ぎ	GI	ぐ	GU	げ	GE	ご	GO
ざ	ZA	じ	JI	ず	ZU	ぜ	ZE	ぞ	ZO
だ	DA	ぢ	JI	づ	ZU	で	DE	ど	DO
ば	BA	び	BI	ぶ	BU	べ	BE	ぼ	BO
ぱ	PA	ぴ	PI	ぷ	PU	ぺ	PE	ぽ	PO
きゃ	KYA	きゅ	KYU	きょ	KYO				
しゃ	SHA	しゅ	SHU	しょ	SHO				
ちゃ	CHA	ちゅ	CHU	ちょ	CHO				
にゃ	NYA	にゅ	NYU	にょ	NYO				
ひゃ	HYA	ひゅ	HYU	ひょ	HYO				
みゃ	MYA	みゅ	MYU	みょ	MYO				
りゃ	RYA	りゅ	RYU	りょ	RYO				
ぎゃ	GYA	ぎゅ	GYU	ぎょ	GYO				
じゃ	JA	じゅ	JU	じょ	JO				
びゃ	BYA	びゅ	BYU	びょ	BYO				
ぴゃ	PYA	ぴゅ	PYU	ぴょ	PYO				

#### 【注意点】

##### 撥音

「ん」はNと表記するが、B・M・Pの前の「ん」はMと記入する。（例：難波（なんば）Namba、本間（ほんま）Homma、三瓶（さんぺい）Sampei）

##### 促音

子音を重ねて表記する。うしろがCの場合は、子音を重ねず、前にTをおく。（例：服部（はっとり）Hattori、八丁（はっちょう）Hatcho）

##### 長音

ヘボン式では長音を表記しない。「うう」はU、「おう」「おお」はOと表記する。（例：大野（おおの）Ono、日向（ひゅうが）Hyuga）

#### (2) 薬局開設者

薬局の開設者の氏名（ただし、法人にあつては、名称及び代表者の氏名、株式会社等の表記を略さないこと。）を記載し、ふりがなを付記すること。

#### (3) 薬局の管理者

薬局の管理者の氏名とする。許可申請書又は変更届出と同じ表記とし、ふりがなを付記すること。

#### (4) 薬局の所在地

薬局開設の許可証と同じ表記とし、ふりがな、郵便番号及び英語での表記を付記すること。「長崎県」は記載しない。なお、英語での表記は、次のことに留意すること。

- ・記載順は、フロア（部屋番号）、ビル名、地番、町名、市（郡）の順とする。
- ・単語の1文字目は大文字で表記し、2文字目は小文字表記とする。単語間は「 , 」でつなく。

記入例：長崎市尾上町3-1（3-1, Onoue-machi, Nagasaki City）

西彼杵郡長与町嬉里郷659番地1（659-1, Ureiri-gou, Nagayo-cho, Nishisonogi-gun）

佐世保市八幡町1-10 佐世保ビル1F（1F Sasebo Build, 1-10 Hachiman-cho, Sasebo City）

( 5 ) 電話番号及びファクシミリ番号

連絡が可能な電話番号及びファクシミリ番号を記載すること。また電話番号等が複数ある場合は、それぞれ併記して差し支えない。ただし対応できない時間帯等あるときはそれがわかるように記載すること。

( 6 ) 営業日

通常の営業日を記載すること。なお、年末年始等の特別な時期における休業日等がある場合は、その休業日等を記載すること。

( 例：祝日、年末年始、盆休み、ゴールデンウィーク等 )

( 7 ) 開店時間

通常の営業時間を記載すること。ただし、開店時間外の対応が可能な場合、あるいは夜間休日営業の地域輪番・当番制に参加している場合は、該当項目にチェックを入れること。なお、その場合の連絡先の電話番号があれば記載すること。

( 8 ) 開店時間外で相談できる時間

開店時間外に電話等による相談対応が出来る場合はその時間を記載すること。

( 9 ) 地域連携薬局の認定の有無

法第6条の2に規定する地域連携薬局の認定を受けている場合は「該当有」とし、それ以外の場合は「該当無」とすること。

( 10 ) 専門医療機関連携薬局の認定の有無及び認定の区分

法第6条の3に規定する専門医療機関連携薬局の認定を受けている場合は「該当有」とするとともに規則第10条の3第1項に規定する傷病の区分を記載し、それ以外の場合は「該当無」とすること。

## 2 薬局へのアクセス

( 1 ) 薬局までの主な利用交通手段

公共交通機関を利用した場合とし、最寄りの駅・停留所の名称、交通機関の種類、及び当該駅や停留所からの徒歩による所定時間を記載すること。なお、複数の交通機関を記載することは差し支えない。

( 例：停留所 県庁前(長崎バス、長崎県営バス) 徒歩3分 )

( 2 ) 薬局の駐車場

薬局において所有する駐車場、又は契約等により薬局に訪れた患者等が自由に使用できる駐車場を薬局において保有する場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。「有」の場合は、駐車可能な普通乗用車の台数を記載し、有料、無料の区別をすること。

また、薬局において保有する駐車場がない場合でも、最寄りに利用可能な駐車場がある場合は「最寄りに駐車場有り」とし、その駐車場の有料、無料の区別をすること。ただし、駐車場は道路での「横付け」を含まない。

( 3 ) ホームページアドレス

薬局においてホームページを開設している場合は、ホームページアドレス(以下「URL」という。)を記載し、開設していない場合は「無」とすること。ただし、

薬局の従業者個人のホームページなど、薬局機能に関する情報以外の内容を主として提供する URL は記載しないこと。

#### (4) 電子メールアドレス

患者や住民が連絡、相談等を行うことのできる専用の電子メールアドレスを薬局において有している場合は、当該電子メールアドレスを記載し、有していない場合は「無」とすること。ただし、薬局の従業者個人の電子メールアドレス、薬局において業務以外に使用する等の電子メールアドレスは記載しないこと。

### 3 薬局サービス等

#### (1) 健康サポート薬局である旨の表示

「健康サポート薬局」として届出を行っている場合は「該当有」を、届出を行っていない場合は「該当無」にチェックを入れること。

#### (2) 相談に対する対応の可否

相談に対する対応が可能な場合は、相談の事項毎にチェックを入れること。なお相談内容の具体例は次のとおりである（複数回答可）。

- ・ 一般用医薬品の相談  
一般用医薬品の効能効果、副作用、相互作用等に関する相談
- ・ 漢方相談  
漢方薬の効能効果、副作用、相互作用等に関する相談
- ・ 誤飲誤食による中毒相談  
たばこを誤って飲み込んでしまった場合等の中毒相談
- ・ 公衆衛生相談  
ぎょう虫・しらみ駆除、疥癬（かいせん）の対応等の相談
- ・ 介護用品の相談  
清拭用品、おむつ・トイレ用品、歩行補助具等に関する相談
- ・ 介護用食品の相談  
介護用の刻み食品、やわらか加工食品、飲食等に関する相談
- ・ ストマ装具の相談  
ストマ装具使用時のかぶれや臭い漏れ等の相談
- ・ 介護保険関連事業所等の紹介  
介護老人福祉施設等の介護保険施設や介護保険サービス提供事業所の紹介
- ・ ベビーフード、粉ミルクの相談  
ベビーフード、粉ミルクの種類や月齢等に応じた選択方法等の相談
- ・ ベビー用衛生用品の相談  
紙おむつ、綿棒、清浄綿、おしりふき等衛生用品に関する相談
- ・ 特定保健用食品の相談  
特定保健用食品の選択方法、利用方法等の相談
- ・ 各種疾病用食品の相談  
低ナトリウム食品、低たんぱく質食品、糖尿病食調整用組合わせ食品等病者用食品の喫食等に関する相談
- ・ 禁煙の相談  
禁煙治療に関する医療機関の相談
- ・ 各種検査薬の相談  
尿糖検査薬、尿タンパク検査薬の取扱い、使用方法等に関する相談

- ・ 血圧測定器の相談  
血圧測定器の取扱い、使用方法等に関する相談
- ・ 体脂肪測定器の相談  
体脂肪測定器取扱い、使用方法等に関する相談
- ・ 自己血糖測定器の相談  
自己血糖測定器の取扱い、使用方法等に関する相談
- ・ 栄養相談  
生活習慣病予防に関する栄養相談、生活習慣病に応じた栄養相談
- ・ 健康食品の相談  
栄養補助や喫食カロリー低減等の観点での、いわゆる健康食品に関する相談

( 3 ) 薬剤師不在時間の有無

規則第 1 条に定める薬局開設の許可の申請書又は法第 10 条第 2 項に定める変更の届出において、薬剤師不在時間「有」と届出をした場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。

( 4 ) 対応することのできる外国語の種類

外国語の対応が「可」の場合は、対応が可能な外国語の種類及び対応のレベル（カタコト、日常会話、母国語レベル）を記載すること。また、通常は外国語の対応を行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前連絡必要」にチェックを入れること。なお、複数の外国語を記載することは差し支えない。

( 5 ) 障がい者に対する配慮

( ) 聴覚障がい者に対するサービス内容

聴覚障がい者に対するサービスが「可」の場合において、文書又は筆談での服薬指導が可能な場合は「文書、筆談」にチェックを入れ、手話通訳での服薬指導が可能な場合は「手話」にチェックを入れること。また、通常は聴覚障がい者に対するサービスを行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前連絡必要」にチェックを入れること。

( ) 視覚障がい者に対するサービス内容

視覚障がい者に対するサービスが「可」の場合において、薬袋・薬剤への点字表示（シール等）服薬指導に用いる文書の点字を実施している場合は「点字」にチェックを入れ、服薬指導等で音声案内を実施している場合は「音声案内」にチェックを入れること。また、通常は視覚障がい者に対するサービスを行っていないが、事前に連絡があれば対応可能な場合は、「事前連絡必要」にチェックを入れること。

( 6 ) 車椅子の利用者に対する配慮

バリアフリー構造であること等、車椅子での来局が可能な場合は「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。また、スロープ、手すり、身体障がい者用トイレ、車椅子利用者用駐車場、点状ブロック及び昇降機の設備を有する場合は、当該項目にチェックを入れること。なお、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）に基づく基礎的基準に適合している場合は、「バリアフリー対応済」にチェックを入れること。

( 8 ) 薬局の設備について

薬局内において、「ベビーベット」、「子供の遊び場」、「相談用個室又は独立したコーナー」、「感染症患者に対する専用の受付及び独立した待合室」を設置している場合は、当該項目にチェックを入れること。

4 費用負担

( 1 ) 保険薬局の指定

健康保険法(大正11年法律第70号)に基づく保険薬局として指定を受けている場合は「有」とし、指定を受けていない場合は「無」とすること。

( 2 ) 公的な保険の指定について

生活保護法(昭和25年法律第144号)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)、戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)、母子保健法(昭和40年法律第141号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年法律第50号)、公害健康被害の補償等に関する法律(昭和48年法律第111号)及び原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)に基づき指定を受け、取扱いを行っている項目については「有」とし、指定を受けていない項目については「無」とすること。また、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)については、精神通院医療、育成医療、更生医療の指定を受け、取扱いを行っている場合は、当該項目にチェックを入れ、それ以外の場合は「無」とすること。

( 3 ) クレジットカードによる料金の支払の可否

薬局への費用の支払いについては、クレジットカードが使用可能な場合は「可」とするとともに利用可能な種類を記載すること。ただし、ここでいうクレジットカードは電子マネーを含まない。

5 業務内容、提供サービス

( 1 ) 地域支援体制加算の有無

地域支援体制加算の実績要件を満たしている場合は、該当する項目にチェックを入れ、それ以外は「無」とすること。

( 2 ) 認定薬剤師の種類及び人数

薬事に関する実務(調剤等業務、薬物治療、医薬品開発)について、中立的かつ公共性のある団体(公益財団法人薬剤師認定制度認証機構等)又はそれらと同等の制度に基づいて認定された薬剤師について認定の種類ごとに認定名称、認定団体名(公益財団法人薬剤師認定制度認証機構による認定は「CPC」を付記)及び薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載すること。具体的には、記載した認定ごとにそれぞれ薬剤師の人数。ただし、保護司、薬物乱用防止指導員等公的な機関から任命されるものは除く。

( 3 ) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数

健康サポート薬局の届出の有無にかかわらず、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師の人数(常勤・非常勤にかかわらず実数)を記載すること。ただ

し、研修修了証の有効期限が切れている場合は人数に含まない。

(4) 薬局の業務内容

( ) 無菌製剤処理に係る調剤の実施の可否

中心静脈栄養輸液、抗悪性腫瘍注射剤等の混合調剤に関し、無菌製剤処理を行うための施設基準に適合している旨を地方厚生局に届け出ている場合は「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

なお、処方箋受付薬局が無菌調剤室提供薬局の無菌調剤室の共同利用を行うことにより無菌製剤処理を要する医薬品を調剤することができる場合においては、処方箋受付薬局において「可( 薬局(無菌調剤室提供薬局の名称及び所在地)の無菌調剤室を共同利用)」として付記すること。

( ) 一包化薬に係る調剤の実施の可否

一包化調剤が可能な場合は「可」とする。それ以外の場合は、原則「否」とするが、薬局の任意で薬包紙により個別に実施する場合には「可」としてもよい。

( ) 麻薬に係る調剤の実施の可否

麻薬小売業者免許を有する場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

( ) 浸煎薬及び湯薬に係る調剤の実施の可否

生薬(漢方を含む。)の浸煎薬・湯薬を調剤することができる場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

( ) 薬局製剤実施の可否

「薬局製剤の承認・許可に関する取扱いについて」及び「薬局製造販売医薬品の取扱いについて(薬事法)」に基づく385品目のいずれかに関して薬局製剤の製造販売承認を受けており、かつ製造販売業許可を受けている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。ただし、承認不要の9品目のいずれかについてののみ都道府県知事に製造販売の届出を行っている場合は該当しない。

( ) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施の可否

医療を受ける者の居宅等において医師又は歯科医師が交付した処方箋により調剤業務を行う場合で、在宅患者訪問薬剤管理指導を行う旨を地方厚生局に届出を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

( ) オンライン服薬指導の実施の有無

規則第15条の13第2項に規定する方法で服薬指導を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

( ) 電磁的記録をもって作成された処方箋の受付の可否

電子処方箋の運用ガイドライン(平成28年3月31日付け医政発0331第31号、薬生発0331第11号、保発0331第27号、政社発0331第2号厚生労働省医政局長、医薬・生活衛生局長、保険局長、政策統括官(社会保障担当)通知別紙1(令和2年4月30日最終改正))に準拠した電子処方箋により調剤することができる

場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

( ) 薬剤服用歴管理の実施

イ 薬剤服用歴管理の実施の有無

薬剤服用歴（以下「薬歴」という。）を管理している場合（電子化を含む。）は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

ロ 電磁的記録による薬剤服用歴管理の実施の有無

薬歴の管理について電子化を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

( ) 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付  
イ 患者の薬剤服用歴その他の情報を一元的かつ経時的に管理できる手帳の交付の可否

調剤日、投薬に係る薬剤の名称、用法、用量、相互作用その他服用に際して注意すべき事項を記載する手帳（いわゆる「お薬手帳」）の交付及び当該手帳への記載を行っている場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

ロ 患者の薬剤服用歴その他の情報を電磁的記録をもつて一元的かつ経時的に管理できる手帳を所持する者の対応の可否

「お薬手帳（電子版）の運用上の留意事項について」（平成 27 年 11 月 27 日付け薬生総発 1127 第 4 号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知）の「第 2 提供薬局等が留意すべき事項」を遵守する体制が構築されているとともに、「第 3 運営事業者等が留意すべき事項」を遵守する電子版お薬手帳を提供している場合に「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

( 5 ) 地域医療連携体制

( ) 医療連携の有無

プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無

プレアボイドとは、Prevent and avoid the adverse drug reaction（薬による有害事象を防止・回避する）という言葉に基づいた造語であり、医療機関では一般社団法人日本病院薬剤師会においても薬剤師が薬物療法に直接関与し、薬学的患者ケアを実践して患者の不利益（副作用、相互作用、治療効果不十分など）を回避あるいは軽減した事例をプレアボイドと称して報告を収集し、共有する取組が行われているが、近年では、医療機関だけではなく、薬局における副作用等の健康被害の回避症例等も収集し、当該情報を医療機関等の関係者と連携して共有する取組も行われている。薬局においてこのような取組に参加し、事例の提供を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。また、当該項目に該当する取組として、2(2)( )の薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事業の「参加薬局」として登録を行うだけでなく、薬局機能情報提供制度実施要領（平成 19 年 3 月 26 日付け薬食発第 0326026 号厚生労働省医薬食品局長通知別添）4(2) の都道府県が定める期日（以下「報告期日」という。）の前年 1 年間（1 月 1 日～12 月 31 日）に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例を報告した場合も「有」として差し支えない。

プロトコルに基づいた薬物治療管理（PBPM）の取組の有無

PBPM（Protocol Based Pharmacotherapy Management）とは、「薬剤師に認められている業務の中で、医師と合意したプロトコルに従って薬剤師が主体的に実施する業務を行うこと」であり、医療機関の医師や薬局の薬剤師等が地域でPBPMを導入することにより、薬物療法の適正化や患者の利便性の向上を達成する取組を実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ ） 地域医療情報連携ネットワークへの参加の有無

薬局が所在する地域に地域医療情報連携ネットワークがある場合に、そのネットワークに参加し、患者情報の共有等による薬学的管理の向上に取り組んでいる場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ ） 入院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、入院時の情報を共有する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ ） 退院時の情報を共有する体制の有無

医療機関の医師又は薬剤部や地域医療（連携）室等との連携により、退院時カンファレンスへの参加や退院時の情報を共有する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ ） 受診勧奨に係る情報等を医療機関に提供する体制の有無

薬局の利用者からの健康に関する相談に適切に対応し、そのやり取りを通じて、必要に応じ医療機関への受診勧奨を行う際に、利用者の同意を得た上で、当該利用者の情報等を文書により医療機関（医師）に提供する体制がある場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ ） 地域住民への啓発活動への参加の有無

地域住民に対して、地区薬剤師会等が地域住民に対して開催している薬の特性や適正使用の必要性等に関する講習会、学校教育等の啓発活動への参加等を行っている場合については「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

（ 6 ） 取扱い品目数について

（ ） 医療用医薬品について

薬局において取扱っている医療用医薬品（いわゆる「医家向け」）の品目数を概数で記載すること。

（ ） 一般用医薬品について

薬局において取扱っている一般用医薬品（いわゆる「OTC医薬品」）の品目数を概数で記載すること。

（ 7 ） その他の販売について

（ ） 衛生材料の取扱い

薬局において、医療・介護など健康に関わる目的で使用される衛生材料（ガー

ゼ、脱脂綿、絆創膏、包帯、マスク、手袋等)の販売を行っている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。

( ) 医療機器の取扱い

法第2条第5項から第6項の規定により厚生労働大臣が指定する医療機器(血圧計、血糖測定器等)を販売・貸与をしている場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。

( ) 健康食品の取扱い

医薬品を除く健康食品、サプリメント等を販売している場合は「有」とし、それ以外は「無」とすること。

(8) 注射針(医療廃棄物)の回収

薬局において、家庭からごみとして排出される使用済み注射針等の回収を行っている場合は「可」とし、それ以外は「否」とすること。

6 実績、結果等に関する事項

(1) 薬局の薬剤師数

薬事に関する実務に従事する薬剤師の数を記載すること。記載にあたっては、次のことに留意し、端数は切り捨てること。

- ・1週間のうち32時間以上勤務する者を常勤薬剤師とみなし1とする。
- ・その他の非常勤薬剤師は、当該薬局において1週間のうち勤務する時間を32時間で除した数とする。

(例：常勤薬剤師1名、20時間勤務薬剤師1名、10時間勤務薬剤師1名の場合、 $1 + 20/32 + 10/32 = 1.94$ となるが端数を切り捨てるため報告書には「1」と記載する。)

(2) 医療安全対策の実施

( ) 副作用等に係る報告の実施件数

報告期日の前年1年間に、法第68条の10第2項に基づく副作用等の報告を実施した延べ件数を記載すること。

( ) 医療安全対策に係る事業への参加の有無

薬局医療安全対策推進事業におけるヒヤリ・ハット事例等の収集に参加している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。なお、当該事業への参加に際しては、「参加薬局」として登録を行うのみならず、広く薬局が医療安全対策に有用な情報を共有できるように、「薬局ヒヤリ・ハット事例」の報告に努めること。特に、疑義照会により処方変更がなされた結果、患者の健康被害や医師の意図した薬効が得られないことを防止するに至った事例については、積極的に共有することが望ましい。

(3) 感染防止対策の実施の有無

手指消毒用アルコール等の設置、パーティション・防護シートの設置等、感染防止対策を実施し、その旨を利用者に対しても薬局に掲示等により周知している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

(4) 情報開示の体制

調剤録、薬歴、レセプト等の情報について患者本人から求めに基づいて情報開示する場合には「可」とし、それ以外の場合は「否」とすること。

(5) 症例を検討するための会議等の開催の有無

薬歴、服薬指導等の実践に基づく服薬遵守(コンプライアンス)の状況等の確認、指導内容の改善、相談対応等の改善を目的とした検討を定期的実施している場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。なお、「定期的」の頻度は、少なくとも1ヶ月に1回程度とする。

(6) 処方箋を応需した者の数(患者数)

前年(1月1日から12月31日まで。年の途中で開局した場合は、開局時から12月31日まで。)に処方せんを応需した延べ処方箋数を実数で記載すること。ただし、今年開局した薬局の場合は「今年開局」と記載すること。

なお、ここでいう処方箋数は、毎年知事に届出をする取扱処方箋数(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律法施行令第2条)と同じとすること。

(7) 医療を受ける者の居宅等において行う調剤業務の実施件数

在宅患者訪問薬剤管理指導料等の算定にかかわらず、報告期日の前年1年間に、医療を受ける者の居宅等において調剤業務を実施した延べ件数を実数で記載すること。

(8) 健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議(行政職員をはじめとした地域の関係者から構成される会議体をいう。)その他地域包括ケアシステムの構築のための会議に参加した回数

報告期日の前年1年間に、健康サポート薬局に係る研修を修了した薬剤師が地域ケア会議等の地域の多職種が参加する会議に参加した回数を実数で記載すること。また、健康サポート薬局研修を修了していない薬剤師の参加回数は含まないこと。なお、健康サポート薬局研修を修了した複数の薬剤師が同一会議に参加した場合は、1回として計上すること。

(9) 患者の服薬状況等を医療機関に提供した回数

報告期日の前年1年間に、患者、その家族等若しくは医療機関の求めがあった場合又は薬剤師がその必要性を認めた場合において、患者の同意を得た上で、患者の服薬状況等を服薬情報等提供料に係る情報提供書等の文書により医療機関(医師)に提供した回数を実数で記載すること。なお、服薬情報等提供料の算定の有無にかかわらず、報告して差し支えない。

(10) 患者満足度の調査

( ) 患者満足度の調査の実施の有無

報告する時点から遡って過去1年以内に薬局に来訪した患者又はその家族に対し、当該薬局の提供するサービス等に関してアンケート等の調査を行った場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

( ) 患者満足度の調査結果の提供の有無

( )の調査結果について、薬局において閲覧出来るようにする等、公表を行っている場合は「有」とし、それ以外の場合は「無」とすること。

## 7 地域連携薬局等に関する事項

### (1) 地域連携薬局

- ( ) 地域包括ケアシステムに関する研修を修了した薬剤師の人数  
規則第10条の2第3項第8号に規定する地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤として勤務している薬剤師の人数を記載する。
  
- ( ) 規則第10条の2第2項第2号に基づき、医療機関に情報を共有した回数  
次のイからハのそれぞれの回数を記載すること。
  - イ 利用者（法第6条の2第1項第1号に規定する利用者をいう。口において同じ。）が医療機関に入院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第2項第2号に基づく報告及び連絡のうち、利用者が医療機関に入院する場合に行った報告及び連絡の回数を記載する。
  
  - ロ 利用者が医療機関から退院する場合に当該医療機関に情報を共有した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第2項第2号に基づく報告及び連絡のうち、利用者が医療機関から退院する場合に行った報告及び連絡の回数を記載する。
  
  - ハ イ及びロに掲げるもののほか、医療機関に情報を共有した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第2項第2号に基づく報告及び連絡のうち、イ及びロの回数を除いた報告及び連絡の回数を記載する。（居宅等を訪問して情報提供や指導を行い、その報告書を医療機関へ提供して情報共有を行った回数を含む。）
  
- ( ) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第3項第2号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に調剤を行った回数を記載する。
  
- ( ) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去1年間に、規則第10条の2第3項第3号に基づき、在庫として保管する医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。

( ) 麻薬に係る調剤を行つた回数

認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 4 号に基づき、麻薬に係る調剤を行った回数を記載する。

( ) 無菌製剤処理に係る調剤を行った回数

イ 当該薬局において実施した回数

認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 5 号に基づき、当該薬局において無菌製剤処理に係る調剤を行った回数を記載する。

ロ 他の薬局の無菌調剤室を利用して実施した回数

認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 5 号に基づき、規則第 11 条の 8 に規定する他の薬局の無菌調剤室を利用して無菌製剤処理に係る調剤を行った回数を記載する。

ハ 他の薬局を紹介する等により実施した回数

認定（更新）の前月までの過去 1 年間に、当該薬局の利用者から無菌製剤処理に係る調剤の求めに対して、無菌製剤処理を実施できる他の薬局を紹介した回数を記載する。

( ) 地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数

認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 3 項第 10 号に基づき、地域における他の医療提供施設に対し医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

( ) 居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した回数

認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 2 第 4 項第 1 号の実績（居宅等を訪問して指導等を行った回数をいい、複数の利用者が入居している施設を訪問した場合、同一人物に対する同一日に訪問した場合は 1 回の実績とする。）を記載する。

( 2 ) 専門医療機関連携薬局

( ) 傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた薬剤師の人数

傷病の区分ごとの専門性の認定を受けた常勤として勤務している薬剤師の人数を記載する。

- ( ) 規則第 10 条の 3 第 3 項第 2 号に基づき、同項第 1 号の医療機関に情報を共有した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 3 第 3 項第 2 号に基づき、同項第 1 号の医療機関に情報を共有した回数を記載する。
- ( ) 休日又は夜間に調剤の求めがあつた場合に地域における他の薬局開設者と連携して対応した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 3 第 4 項第 2 号に基づき、休日又は夜間に調剤の求めがあつた回数を記載する。
- ( ) 在庫として保管する医薬品を必要な場合に地域における他の薬局開設者に提供した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 3 第 4 項第 3 号に基づき、在庫として保管する傷病の区分に係る医薬品を他の薬局開設者に提供した回数を記載する。
- ( ) 麻薬に係る調剤を行つた回数  
認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 3 第 4 項第 4 号に基づき、麻薬に係る調剤を行つた回数を記載する。
- ( ) 地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行つた回数  
認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 3 第 4 項第 9 号に基づき、地域における他の薬局開設者に対して傷病の区分ごとの専門的な薬学的知見に基づく調剤及び指導に関する研修を行つた回数を記載する。
- ( ) 地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数  
認定（更新）申請の前月までの過去 1 年間に、規則第 10 条の 3 第 4 項第 10 号に基づき、地域における他の医療提供施設に対して傷病の区分ごとの医薬品の適正使用に関する情報を提供した回数を記載する。

長崎県独自に公表する項目については、地域住民・患者等による薬局の適切な選択を支援するため追加した任意項目です。